

個人情報管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第8条に基づき、また、法第7条第1項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」を踏まえ、国土交通省が所管する分野における事業者等(株式会社C I 東海(以下「C I 東海」という。))が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、C I 東海が行う事業により取得する個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動に対して適用する。

2 C I 東海の雇用管理に関しては、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成16年厚生労働省告示第259号)によるものとする。

(個人情報の保護に関する指針)

第3条 C I 東海は、法、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第57号)、基本方針及びこの規程を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、C I 東海の個人情報の保護に関する方針を定めこれを遵守するよう努めなければならない。

(定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - イ 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - ロ 電子計算機を用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則(例えば、五十音順、年月日順等)に従って整理・分類することにより、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によつても容易に検索可能な状態に置いているもの

- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(利用目的の特定)

第5条 法第15条第1項に規定する個人情報について、その利用目的の特定に当たっては、当該C I 東海において個人情報がどのような目的で利用されるかが本人にとって、一般的に想定できる程度に具体的なものとする。

(利用目的の制限)

第6条 法第16条第1項に規定する個人情報の取り扱いに当たって、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、当初特定した又は承継前の利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。

(取得に際しての利用目的の通知又は公表)

第7条 法第18条第2項の規定に該当する場合には、同法第1項の規定に基づいて、取得後速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

(安全管理措置)

第8条 法第20条に規定する措置を講ずる際、C I 東海において、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(社員の監督)

第9条 法第21条の規定により当該社員に対する必要かつ適切な監督を行う際、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況に起因するリスクに応じ、個人データを取り扱う社員に対する教育及び研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(委託先の監督)

第10条 法第22条の規定により委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。その際、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

2 C I 東海は、前項の監督を行うに当たっては、適切な者を選定して委託契約を結ぶとともに、当該契約等において次に示す事項について定めるものとする。

- (1) 委託先の個人データの取扱いに関する事項

- (2) 委託先の秘密の保持に関する事項
- (3) 委託された個人データの再委託に関する事項
- (4) 契約終了時の個人データの返却等に関する事項

(法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応)

第11条 CI東海は、その取り扱う個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。）について、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、次に掲げる措置を適切に実施する。

- (1) 事実関係を調査し、法違反又は法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明にあたること。
 - (2) 事実関係に基づき、影響が及び範囲を特定すること。
 - (3) 第1号の規定で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施すること。
 - (4) 影響を受ける可能性のある本人へ速やかに連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置くこと。
 - (5) 事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表すること。
- 2 CI東海は、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに国土交通大臣に報告するよう努めなければならない。

附則

この規程は、平成18年10月1日より適用する。

この規程は、平成26年 9月1日より適用する。